

(運用基準 様式3)

令和7年8月13日

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局上瀬谷公園企画部上瀬谷公園企画課

「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園における新しい公園計画検討業務委託」

契約結果

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園における新しい公園計画検討業務委託について、公募型プロポーザル方式で受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

1 件名 (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園における新しい公園計画検討業務委託

2 委託内容 公園計画検討業務 一式

3 契約の相手方 STGK・TODAFUKEI 設計共同企業体

4 契約金額 49,995,000 円

5 契約日 令和7年7月31日

6 評価結果

提案者	評価点数	順位
STGK・TODAFUKEI 設計共同企業体	667	1
株式会社 CES. 緑研究所	627	2
ランズ・日比谷共同企業体	625	3

7 評価基準・評価委員会開催経過

委員会開催日時	令和7年6月17日(火) 15:00~17:15
開催場所	市庁舎30階S10会議室(横浜市中区本町6-50-10)
主な議事内容	<ul style="list-style-type: none">提案者のプレゼンテーション及び質疑応答提案内容の審議、評価評価結果の確認
確認事項	<ul style="list-style-type: none">提案3者によるプレゼンテーション及び質疑応答を実施各委員の評価をとりまとめ、提案者の中から第一位を決定評価結果を確認し、業者選定委員会へ報告することについて了承
評価委員の出席状況	評価委員5名中5名出席
事務局	脱炭素・GREEN×EXPO 推進局上瀬谷公園企画部上瀬谷公園企画課

※評価基準は別紙参照

8 問い合わせ先

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局上瀬谷公園企画部上瀬谷公園企画課 明石、白井

電話: 045-671-4615

表1の評価項目及び配点ウエイトのもと、評価を行います。

各評価項目の評価の視点は表2のとおりとします。

表1 基本的事項

評価項目	評価の着目点		配点	評価	評価点
予定技術者等(40)	管理技術者	過去10年間に設計対象面積が一定規模以上の都市公園等の計画策定を主体的に行った実績がある。	10		
		過去10年間に市民・企業（発注者等施主を除く）等と対話をしながら都市公園等の計画策定を行った実績がある。	15		
	担当技術者（協力企業含む）	過去10年間に都市公園等の計画策定の実績を有する担当技術者が適正数配置されている。	15		
業務実施方針等(90)	業務実施方針	公園のテーマとなる「環境」と「防災」への理解や、GREEN×EXPO2027の跡地の活用など、本公園の特性や前提条件を十分に把握・理解した上での具体的な業務の進め方の提案になっている。	15		
	業務実施体制	業務の履行に必要な体系や人員が確保されている。	15		
	業務に関する提案(7)	前提条件を満足させ、市民・企業等との対話により計画策定を進める具体的で明確な検討のプロセスが提案されている。	35		
	業務に関する提案(1)	市民・企業等の様々な意見を取り込むために、効果的かつ実現可能性の高い市民参画及び試験的取組等の提案がされている。	25		
ヒアリング(20)	意欲・理解度	理解度・専門技術力がある。	10		
		取組意欲が感じられる。	10		
ワークライバランスに関する取組等(6)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満のみ加算）		1		
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算）		1		
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得		1		
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得		1		
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している（従業員40人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員40人未満）		1		
	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証		1		
評価点の合計（156点）					

評価方法

- (1) 「予定技術者等」の「管理技術者」の一部、及び「業務実施方針等」の評価項目は、A、B、C、D、Eの5段階評価を行い、配点にA=5/5、B=4/5、C=3/5、D=2/5、E=1/5を乗じて算出する。なお、「業務実施方針等」の評価項目においてE評価のあるものは原則として選定しない。
- (2) 「予定技術者等」の一部及び「ヒアリング」の評価項目は、A、C、Eの3段階評価を行い、配点にA=5/5、C=3/5、E=1/5を乗じて算出する。
- (3) 「ワーク・ライフ・バランスに関する取組等」の評価項目については、各項目を1つ満たすごとに1点を加算する。なお、当該評価項目は事務局が評価を行い、評価委員会で承認を行う。
- (4) 提案者ごとに、評価項目の点数を評価委員会全員分集計し、その合計を「評価点」とし、最上位を決定する。
- (5) 評価点は評価委員1名につき満点で156点とし、評価委員会全員の合計で156点×5名=780点で満点とする。
- (6) 評価点について最上位の者が2者以上同点となった場合には、「業務実施方針等」の評価項目における、「業務実施方針」、「業務に関する提案(ア)」、「業務に関する提案(イ)」の合計点数で再評価を行う。なお、再評価の合計点数も同点の場合は、評価委員会で採決を行い最上位を決定する。

表2 評価の視点